

資 料

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二十一年六月五日法律第四九号

前文

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条―第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条―第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その線形を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性

化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食生活に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地域公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行う様努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

○滝川市食育推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する市町村食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)の推進に関する重要事項の調査、審議及び進捗状況の評価を行うため、滝川市食育推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画の推進に関する重要事項について調査、審議及び進捗状況の評価をすること。
- (2) 食育推進計画の推進に係る関係機関、関係団体等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が指名する。

- (1) 食育の推進に関する機関、団体等の長から推薦された者
- (2) 公募に応じた市民

3 委員の職務期間は、食育推進計画の推進に関する重要事項の調査、審議及び進捗状況の評価が終了したときとする。ただし、委員が欠けた、場合における補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、委員長が招集する。

2 市民会議は委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課において行う。

(委員長への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

滝川市食育推進市民会議委員名簿(第2期)

(順不同・敬称略)

番号	所 属	役職等	氏 名
1	たきかわ農業協同組合	販売部長	委員長 上野 照泰
2	JA たきかわトマト生産組合	組合長	上田 智夫
3	JA たきかわ米部会	会 長	平沢 一彦
4	JA たきかわなばな生産組合	相談役	中野 義治
5	滝川市子供の歯を守る会	会 長	安彦 良一
6	滝川市校長会(第三小学校)	校 長	宮永 正行
7	滝川市 PTA 連合会(明苑中学校)	副会長	小林 陽一
8	株式会社 miura(市民委員)	料理長	泉 勝志
9	滝川おもしろ食育塾(市民委員)	代 表	副委員長 伊藤 規子
10	滝川市地域活動連絡協議会	会 長	片岡喜恵子
11	滝川市食生活改善推進協議会	会 長	高橋 房恵
12	滝川中央保育所	所 長	内田 敏恵
13	滝川市 学校運営課	課長補佐	西村 浩
14	〃 農政課	課長補佐	壽永七月男
15	〃 子育て応援課	主 査	関山 佳世
16	〃 教育総務課	主 査	堤 雅宏

<事務局>

健康づくり課	課 長	森 昌之
	課長補佐	白石 美幸
	主 査	澤田 美江

第3次滝川市食育推進行動計画策定過程

平成28年5月26日	第1回滝川市食育推進市民会議開催 (前計画の取組みと評価・策定にあたっての考え方、ワーキング委員の選出)
7月13日	滝川市食育推進行動計画策定ワーキング委員決定
7月26日	第1回滝川市食育推進行動計画策定ワーキング会議開催
8月18日	小中学生を対象とした食育に関するアンケート調査の依頼について 教頭会で説明
8月26日	第2回滝川市食育推進行動計画策定ワーキング会議開催
8月30日	食育に関するアンケート調査実施
9月6日	食育に関するアンケート調査回収
11月15日	第3回滝川市食育推進行動計画策定ワーキング会議開催
12月16日	小中学生を対象とした食育に関するアンケート調査結果報告書を 各小中学校に提出
1月26日	第2回滝川市食育推進市民会議開催

第3次滝川市食育推進行動計画策定ワーキング委員

	所 属	役職等	氏 名
1	JA たきかわなばな生産組合	相談役	中野 義治
2	滝川市 PTA 連合会	副会長	小林 陽一
3	滝川市食生活改善推進協議会	会 長	高橋 房恵
4	滝川中央保育所	所 長	内田 敏恵
5	滝川市教育総務課	主 査	堤 雅宏

用語説明

(あ)

嚥下(えんげ)

食べ物や飲み物を口に入れ、咽頭から食道、胃へ送り込む過程。

栄養教諭

栄養士や管理栄養士の資格を持つ教育職員で、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるよう、「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるため、給食の献立作成や、献立を活用した指導を行い、学校における食育の中心的な役割をはたす。「栄養教諭」制度は平成 16 年に創設され、平成 17 年度から施行された。

(か)

嚙ミング 30(カミングさんまる)

一口 30 回以上噛んで食べることを目標にすることで、十分歯や口を使う「食べ方」を通じて国民の健康増進を図ろうというもの。

共食

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をするこ
と。

欠食

食事をとらないこと。

健康寿命

認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。

孤食

家族と暮らしていながら、親や子どもがそれぞれ違う時間に一人ひとり食事を食べたり、一人
暮らしの人が一人で食べるこ
と。

口腔機能

食べ物を味わう(口にとり込む、噛む、飲込む)、話す、笑う(豊かな表情)、息をするなどの口
の機能の総称。

(さ)

歯周疾患

細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患で、歯と歯茎の間から入った歯周病菌が、歯肉
に炎症を引き起こし、さらには、歯を支える骨を溶かしてしまう病気で最後に歯が抜け落ちて
しまい歯を失う原因となっている。

食育の日 6月19日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本
計画」により定められた日。

食品ロス

売れ残りや食べ残しなど、本来まだ食べられるはずの食品が廃棄されてしまうこと。

生活習慣病

食生活・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称で主に肥満・高血圧・糖尿病・脂質異常症などがある。加齢に着目した「成人病」という名称から平成 8 年公衆衛生審議会にて「生活習慣病」という名称に改められた。

(た)

滝川市食生活改善推進員

地域住民の食生活を改善するため、市が開催している養成講座を 20 時間受講し、健康づくり普及啓発活動を行うボランティア。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味。

低栄養

体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期は、食が細くなりやすく、また、咀嚼機能や嚥下機能が低下するなど、食事量が少なくなり栄養不足になりやすい。

テイク 10(テイクテン)

高齢者の低栄養予防のため、たんぱく質を中心に 10 品目の食材を優先して食べる食事方法。10 品目とは肉・魚介・卵・大豆、大豆製品・牛乳、乳製品・海藻・いも・果物・緑黄色野菜油脂。

食べきり運動

おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動を推進している「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」(平成 28 年 10 月 10 日設立)に北海道が参加していることから、第 3 次北海道食育推進計画で食べ残し食品ロス削減に向け宴会などで「おいしく残さず食べきろう」をスローガンにキャンペーンを行っている。

(は)

8020 運動(はちまるにまる)

80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうという運動。自分の歯で何でも美味しく食べて、健康でいきいきとした生活を送ることを目的とする。

フレイル

健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間で「虚弱」を意味する。高齢者においては特に発症しやすいことが解っている。

BMI

肥満の判定方法の一つで、ボディ・マス・インデックスという。体重(kg)÷身長(m)÷(m)で求められる指数。

判定基準

区分	18~49 歳	50~69 歳	70 歳以上
やせ	18.5 未満	18.5 未満	18.5 未満
正常	18.5 以上 25 未満	20 以上 25 未満	21.5 以上 25 未満
肥満	25 以上	25 以上	25 以上

(ま)

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖のうちいずれか 2 つ以上あわせもった状態。

もったいない

食育でいうもったいないは、「そのものの本来の価値が活かされていないで、無駄にされて惜しい」という意味を指し、外国語に訳することが難しい言葉とされている。もったいないの精神は、ゴミの減量を目指す 3R 運動、リデュース(ごみ削減)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の精神を一言で表す言葉として、世界中から注目されている。

(わ)

和食の日 11 月 24 日

平成 25 年 12 月「和食、日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録された。この登録された「和食」を次世代に向けて保護・継承していくため 11 月 24 日(いにしへのほんしょく)を和食の日として、日本記念日協会に認定されている。

「第3次滝川市食育推進行動計画」

発行 平成29年3月
発行者 滝川市保健福祉部健康づくり課
〒073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号
TEL 0125-24-5256 FAX 0125-23-2486